

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10		府省庁名 <u>厚生労働省</u>
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（地方消費税、徴収規定）		
要望項目名	障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）については、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号。以下「整備法」という。）の施行後3年（平成28年4月）を目途として、障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずることとされていることから、当該措置に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。 ・ 特例措置の内容		
関係条文			
減収見込額	[初年度] (-)	[平年度] (-)	(単位：百万円)
	[改正増減収額] -		
要望理由	(1) 政策目的 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援の充実を図る。 (2) 施策の必要性 障害者総合支援法については、整備法附則第3条において、整備法の施行後3年（平成28年4月）を目途として、以下の事項について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとされている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方 ・ 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方 ・ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方 ・ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方 ・ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方 現在、社会保障審議会障害者部会における審議を進めており、その結果も踏まえ、税制上の所要の措置を講じる必要がある。		
本要望に対応する縮減案			
	ページ	10-1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標Ⅷ) 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること (施策目標1) 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること
	政策の達成目標	障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することにより、地域社会における共生の実現を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	障害者総合支援法の改正により、障害者総合支援法に基づく現行のサービス体系に変更が生じる見込みである。これに伴い、新たなサービスについても、現行のサービスと公平な税制上の取扱いをするため、税制上の所要の措置を講じることは、利用者やその家族、障害福祉サービス事業者等の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考えられる。また、税制上の措置を講ずることによって、障害者の福祉の増進を実現することができる。
	ページ	10-2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	
<p>ページ</p>	<p>10-3</p>